

# 平成31年度税制改正に関する要望

平成30年11月

全国町村会

# 平成31年度税制改正に関する要望

平成30年11月  
全国町村会

我が国は、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方をあげて取り組んでいるところであるが、これらの課題を克服し一億総活躍社会を実現するためには、地方創生等の取組を更に推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、平成31年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

## 記

### 1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

### 2. 地方法人課税における偏在是正

平成30年度与党税制改正大綱に基づき、税源の偏在度が特に高い地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じること。その際、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。

### 3. 消費税率引上げの確実な実施及び軽減税率相当額の恒久財源確保

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、幼児教育の無償化を始め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に行うこと。

また、消費税率10%時における軽減税率の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、軽減税率相当額について、安定的な恒久財源を確保すること。

#### 4. 車体課税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

今後、自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うにしても、安定的な財源の確保等に配慮し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないことを前提とすること。

また、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行うに当たっては、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

さらに、環境性能割の導入に当たっては、技術開発の動向や町村財政への影響等を踏まえ、税率区分の見直しを行うこと。

加えて、軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行うに当たっては、税収の確保に十分留意すること。

#### 5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

#### 6. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。なお、30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

#### 7. 個人住民税の充実確保等

個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

#### 8. 森林環境税（仮称）等関連法案の確実な成立

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、「平成30年度税制改正大綱」において、「平成31年度税制改正において創設する」と明記されたことから、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上すること。

#### **9. 入湯税の堅持**

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### **10. 地方税における税負担軽減措置等の見直し**

地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

#### **11. 地方税の共通電子納税システムの導入等に伴う地方財政措置等の実施**

地方税の共通電子納税システム（共同収納）の導入や地方税共同機構への移行に当たっては、町村の財政負担とならないよう、地方財政措置等を講じること。

#### **12. 特別徴収税額通知電子化の円滑な実施等**

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知については、その電子化が検討されることとなっているが、導入する場合には、町村におけるシステム改修等に係る経費について地方財政措置を講じるとともに、特別徴収義務者及び納税義務者への通知を図ること。

#### **13. 平成31年3月末日をもって期限切れとなる条件不利地域における国税の特例制度の延長**

ア. 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度について、適用期間を延長すること。

イ. 離島地域、半島地域及び山村地域における事業用設備等に係る割増償却制度について、適用期間を延長すること。